

ICT Foundation

著作権とライセンス

著作権とは

- 著作権：文化的創作物に関しての、著作者の権利
 - ・ 本、音楽、絵画、プログラムなど
- 著作権は、対象物が作成された時点で自動的に著作者に与えられる
 - ・ 無償で配布・公開されているものであっても、著作権は存在する
- 有効期間：著作者の死後70年間

著作権者による許諾

- 著作物を利用する場合は、著作権者による許諾が必要
 - 無償で公開されているものでも、別の目的に利用する場合は改めて許諾を受けることが必要。
 - 利用条件（料金を払うかどうかなど）は著作権者が決める
- あらかじめ「この条件に当てはまる場合は許諾不要」と明示してある場合もある。

著作権の例外

許諾を受けずに利用できる場合

- 私的使用のための複製
 - ・ 許諾を受けた人が個人的に利用するために複製を作成する
- 図書館における複製
 - ・ 図書館の資料の一部を複製する
 - ・ 研究の参考資料など、妥当な理由である場合に限られる

著作権の例外

- 引用としての複製
 - 自分の著作物の中で、他の著作物を引用する
 - 自分の書いた部分と引用部分が区別できること
 - 自分の書いた部分が主で、引用部分が従であること
 - 出典を明記すること

著作権の例外

- 授業における利用
 - 対面授業での資料の印刷・配布
 - 合同遠隔授業のための公衆送信
- コンピュータのデータとして利用
 - 著作物を享受する目的で利用しない場合
 - 新たな情報・知見を創出するサービスに付随して、著作物を軽微な形で利用する場合

演習：著作権法

次の行為は、著作権侵害か考えてみましょう

1. ウェブサイトを見ていたらおもしろい写真があったので、その写真を自分のインスタグラムに投稿した
2. ある曲の歌詞がとても気に入ったので、自分のブログにその歌詞全文を書き写して掲載した
3. レポートを書いていたら分かりやすい説明をインターネットで見つけたので、それを丸ごとコピーして提出した
4. あるアニメのキャラクターの似顔絵を自分で描いて、ウェブに公開した
5. 音楽ダウンロードサイトで購入した曲が良かったので、友達にファイルをコピーしてあげた

解説：著作権法

1. 写真は著作物です。
2. 音楽は、歌詞だけでも著作物です。
3. 引用するには、引用の要件を満たしていることが必要です。
4. 描いたのは自分であっても、元のキャラクターのデザインを利用しています。
5. 個人の利用の範囲を超えています。

法人向けライセンス

- 企業や大学など多数のコンピュータがある場合のライセンス
 - ボリュームライセンス: たくさんまとめて買うと割引になる。
 - フローティングライセンス: サーバでライセンスを管理し、同時には一定の台数のコンピュータでしかソフトを起動できない。
 - サイトライセンス: その組織内のすべてのコンピュータでソフトを利用できる。

SFCのサイトライセンス

- SFCでもサイトライセンスソフトを何本か契約しており、学生が使えるものもある
 - http://www.sfc.itc.keio.ac.jp/ja/top_sfc.htmlのメニュー(画面左)の「ソフトウェア」→「サイトライセンスソフトウェア」
- 慶應大学全体で契約しているソフトウェア
 - <http://keio.jp> にログイン
 - 「サービス」→「ソフトウェアライセンスを取得」

オープンソースライセンス

- オープンソースソフトウェア(OSS): ソースコードを公開し、一定の条件を守れば誰でも自由に利用できるソフトウェア
 - ・ 「一定の条件」を規定するのがオープンソースライセンス
 - ・ 例えば「GNU一般公衆ライセンス(GPL)」や「BSDライセンス」など

クリエイティブ・コモンズ

- ソフトウェア以外にも適用できるオープンなライセンス
- あらかじめ決められたいくつかのパターンから許諾条件を選ぶことができる
 - <http://creativecommons.org/choose/>